

パブリックコメント「七ヶ浜町地域防災計画(案)」でいただいたご意見と対応方針について

パブリックコメント概要

募集期間	平成 25 年 11 月 13 日(水)から平成 25 年 12 月 13 日(金)まで
提出期限	平成 25 年 12 月 13 日(金)
ご意見を提出できる方	・七ヶ浜町民 ・町内に事務所または事業所がある個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所または事業所に勤務する方
計画案の閲覧場所	七ヶ浜町役場入りロロビー ※七ヶ浜町ウェブサイトにおいても掲載
ご意見提出方法	・町役場への直接提出 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール

ご意見と対応方針

編	該当頁 (パブコメ募集 時資料)	見出し	ご意見	対応方針
総則	31	第 5 章 被害想定 第 4 節 原子力発電所事故に起因する被害	「原子力発電所の原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。」という記述について、もっと厳しい視点で計画を立てるべきである。	最新の県計画等の動向を鑑み、記載内容の見直しを実施しました。 なお、本町で想定する被害は、プルーム（気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）通過時の被ばくを想定しています。
原子力	10	第 1 章 原子力災害事前対策 第 4 節 避難収容体制の整備	避難収容体制の整備について、どこへどのような手段を用いて避難するのか。 具体的な内容はいつまでに作成するのか。	避難には 3 つの種類があり、それぞれで方法が異なります。 ・自宅内に留まる屋内避難 ・コンクリート屋内避難（徒歩で町内の避難所へ避難することを想定。） ・周辺市町村への避難（県の指示、又は町の独自判断による。） 具体の原子力災害に係る避難計画は、今後国が検討するプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施の考え方が発表されて以降の検討予定となります。
原子力	24	第 1 章 原子力災害事前対策 第 1 2 節 防災訓練等の実施	避難が有効に実施されるためには訓練が必要だが、原子力防災訓練についてどのようなことを行うのか。	避難訓練については第 1 章 原子力災害事前対策 第 1 2 節 防災訓練等の実施に記載したとおりです。
原子力	32	第 2 章 緊急事態応急対策 第 3 節 住民等への的確な情報伝達活動	SPPDI について、町は直接情報を得ることができるのか。	町は、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などの予測計算結果を、直接入手することができません。このため、国や県が発表する情報をとりまとめ、伝達することを考えています。
原子力	38	第 2 章 緊急事態応急対策	ヨウ素剤の配布計画はどうなっているか。	今後、県、医療機関等と連携し具体的方法の検討を行います。
原子力	40	第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動	「町長は、原子力緊急事態宣言が発出され県災害対策本部長（以下「県本部長」という。）から、県が定める防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたときは、県本部長の指導・助言を得て、又は独自の判断により、災害対策基本法第 63 条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。」という記述について、県の退避指示を待たずに町が独自に警戒区域を設定するべきではないか。	災害対策基本法第 6 3 条に規定される「警戒区域」は、避難の指示・勧告とは異なり、区域内への立ち入りが制限・禁止され、許可なく区域内にとどまる者には退去が強制されるものです。 原子力災害の場合は、より広域かつ専門的な判断が求められることから、警戒区域の指定は町が先行して行うものではないと判断します。
原子力	40		上記意見とあわせて、事業者からの通報義務等の協定を前もって結んでおく必要があるのではないか。	
原子力	全般		パブリックコメント以外に説明会を開催することが必要ではないか。	開催は想定していません。

(担当課:総務課防災対策室)